

動薬協会発 26 号
令和 7 年 4 月 25 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について」の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別紙のとおり消費・安全局長通知（7 消安第 512 号）がありましたので、お知らせします。

なお、改正内容には主に以下の内容が含まれるとのことです。

- 登録販売者が店舗管理者等になる要件の見直し（人用医薬品に合わせるもの）
- 特例店舗販売業者における取扱品目の掲示方法
- 医療機器及び再生医療等製品販売業の営業所管理者の要件の明示（過去の法改正施行通知に載っていたものを当該通知に掲載）
- 販売業に係る許可事項変更手続の簡素化（更新時に併せた変更や一括届出の方法）
- 卸売販売業の販売先の例示
- 卸売販売業の営業所管理者の兼務可能範囲の明示（人用医薬品に合わせるもの）
- 要指示医薬品の指示書の取扱（電子指示書関係）

以上